

特定非営利活動法人わかやま NPO センター定款

但し、登記上は特定非営利活動法人わかやまエヌピーオーセンターという。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人わかやま NPO センターという。但し、登記上は特定非営利活動法人わかやまエヌピーオーセンターと表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市美園町五丁目 6 番 12 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、誰もが住み良い豊かな社会の実現のために、市民自身の手による新しい社会のしくみ創りをめざし、起業型エヌピーオーの育成・発展にとりくむことを中心としつつ、エヌピーオー活動のさらなる推進を図り、市民社会の醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動にあたる次の事業を行う。

- (1) エヌピーオーの事業継続・新規起業への支援

- (2) 「異分野交流」の支援
- (3) 政策提言活動
- (4) 情報提供、各種相談活動
- (5) 市民活動活性化事業
- (6) その他、目的を達成するための活動

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の構成は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して活動を支援しようとする個人及び団体。

(会員の入会)

第 7 条 正会員及び賛助会員の入会について特に条件等は付さない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

4 理事長は、第 2 項の者の入会を認めないときは、速やかに本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の退会)

第 10 条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第 11 条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、

議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会員年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員等

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 10 名以上 20 名以内
- ② 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、副理事長は 2 名以上 5 名以内とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事はこの法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が

就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人に、事務局長と職員を置く。

2 事務局長は理事会の議決により任命し、職員は理事長が任免する。

3 この法人に委員会を置くことができる。

4 委員会の構成員は、理事会の議決に基づき理事長が任免する。

5 委員会は理事長の諮問に応じ、この法人の運営に意見を述べることができる。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金 (その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。) その他新たな

義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的媒体により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的媒体をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の場合にはその日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的媒体により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的媒体をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会計

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由によ

り予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 53 条 この法人が解散したときは、理事長が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 号に掲げる者のうち解散時の総会において定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、法人のウェブサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決によりこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から次の通常総会時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第

45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会員年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 個人 1 口 3000 円（但し、学生 2000 円）、団体 1 口 5000 円
- (2) 賛助会員 年会費 個人 1 口 2000 円、団体 1 口 5000 円

【定款変更に関する報告】

(1) 平成 14 年 8 月 7 日の臨時総会において定款第 2 条を変更した。

(2) 平成 17 年 5 月 21 日の通常総会において定款第 2 条を変更した。

(3) 平成 18 年 5 月 14 日の通常総会において定款第 4 条と第 13 条第 2 項を変更した。

(4) 平成 20 年 6 月 13 日の通常総会において、定款第 2 条を変更した。

(5) 平成 23 年 6 月 11 日の通常総会において、定款第 13 条第 1 項、第 20 条、第 25 条第 3 項、第 29 条第 2 項、第 34 条第 3 項、第 37 条第 2 項を変更した。

(6) 平成 24 年 6 月 3 日の通常総会において、定款第 4 条、第 48 条、第 51 条を変更した。

(7) 平成 25 年 6 月 16 日の通常総会において、定款第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 39 条、第 45 条、第 46 条、第 49 条を変更した。

(8) 平成 26 年 5 月 24 日の通常総会において定款第 57 条を変更した。

(9) 平成 28 年 5 月 22 日の通常総会において定款第 20 条を変更した。

(10) 平成 29 年 5 月 24 日の通常総会において定款第 56 条を変更した。

(別 表) 設立当初の役員

理事長	堀内 秀雄
副理事長	岡本 瑞子
同	笹尾 恭子
同	豊田 泰史
理 事	安藤 元二
同	今西 武
同	上森 成人
同	浦口 高典
同	木野 学
同	小山 正人
同	島 久美子
同	田中 秀樹
同	谷 直城
同	中村 富子
監 事	道本 みどり
同	速水 慎一郎